

東林少年野球連合会規約

第一章 総 則

- 第 1条 名称 東林少年野球連合会と称す。（略称＝東少連 以下「本会」という。）
- 第 2条 事務局 相模原市南区東林間 5-10-12 『勝俣スポーツ』に置く。（電話042-742-0066）
- 第 3条 目的 所属団体（少年野球チーム、以下「チーム」という。）の発展に寄与すると共に、少年野球を通じた地域居住少年の健全育成並びに地域との親睦を目的とする。
- 第 4条 事業 前条の目的達成の為に、次の事業を行う。
 1) 少年野球大会等の企画・運営の実施。
 2) 技術指導及び各種講習会の開催。
 3) 地域主催祭事への協力。
 4) 関係団体における親睦会等への参加。
 5) その他、本会の目的達成に必要な事項。
- 第 5条 帰属 本会は、相模原市少年野球協会に帰属し、相模原市少年野球協会 『東林支部』の任務を遂行する。

第二章 所属団体

- 第 6条 資格 本会への団体所属資格は、次のとおりとする。
 1) 相模原市に居住又は通学する小学生で編成されたチームである事。
 2) 原則として、東林地区のチームである事。
 3) 第3条に定める目的に賛同する事。
- 第 7条 入会および退会 本会への入会にあたっては、所定の書類を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。また、退会にあたっても同様とする。
- 第 8条 登録 本会に所属するチームは、当該チーム名および当該チームに所属する指導者、児童を、原則として毎年4月1日までに所定の書類により本会に登録しなければならない。
- 第 9条 登録料 所属するチームは、第8条の登録にあたっては、登録料を本会に納付することとする。なお、金額については、別に定める。
- 第10条 義務 本会に所属するチームは、次の義務を負う。
 1) 第4条に定める事業へ積極的に協力する事。
 2) 児童の育成、安全に考慮した活動を行う事。
- 第11条 違反 第10条に定める義務に違反がある場合、会長は本会の役員もしくは所属チームの要請に基づき、役員会を招集し審議を行う。役員会において、違反があると決議された場合は、当該チームは決議内容に従わなければならない。

第三章 所属会員

- 第12条 資格 本会への会員所属資格は、次のとおりとする。
 1) 本会に所属するチームの指導者（代表者・監督・コーチ・運営委員を言う）
 2) 本会に所属するチームに属する児童。
 3) 東林地区で活動を行う審判員。
- 第13条 登録 本会への入会にあたっては、所定の書類を本会に提出することをもって登録とする。また、登録の時期等は、次のとおりとする。
 1) 指導者：大会ごとの選手登録書への記載およびその提出をもって、登録とする。
 2) 児童：上記1)に同じ。
 3) 審判員：東少連審判部への申請をもって、登録とする。

第四章 支援者

- 第14条 資格 本会の目的に賛同し、寄付金・ボランティア活動・アドバイス・その他支援行為をもって、本会を支援し、総務会で承認する個人及び団体。

第五章 役 員

- 第15条 構成 本会は、次に定める役および部によって構成され、その所属をもって、本会の役員とする。
 名誉会長＝1名 会 長＝1名 副 会 長＝1～3名
 事 務 局＝1～2名 会計監査＝2名 チーム幹事＝各チーム1名
 総務部、財務部、運営部、広報部、審判部＝若干名
- 第16条 選出 役員は、第3条の目的に賛同する者で、本会の内外の推薦に基づき役員会の承認をもって選出することとする。また、会長は、役員会で互選し決定する。
- 第17条 任期 役員の任期は2年とし、再任をさまたげない。但し会計監査およびチーム幹事は、この限りではない。
- 第18条 顧問 本会は、顧問・相談役を置く事が出来る。顧問・相談役は、役員会で推薦し、これを会長より委嘱する。

- 第19条 任務 役員の任務は次のとおりとする。なお、各部の任務詳細については、各部の内規および業務マニュアルを別に定める。
1. 名誉会長 行事の挨拶
 2. 会長 本会の代表
 - ・役員会・部長会の召集、すべての会務の統括。
 - ・名誉会長の補佐・行事の挨拶・外部団体との渉外
 3. 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
 [原則として、副会長のうち1名が相模原市少年野球協会『東林支部長』を兼務する
 特に必要とする場合は別途副支部長を置く。]
 - ・年度事業計画及び事業予算の立案 →役員会へ議題提案
 - ・担当部の部長への指示、部長からの相談対応
 - ・大会実施資料の作成・確認(大会ごとのファイル)→保管 広報部
 - ・事業活動記録の作成・確認(年度ごとのファイル)→保管 広報部
 4. 事務局 内外の連絡受理とその処理
 5. 会計監査 会計の監査
 6. 総務部 会長及び副会長を補佐し、全ての事業を統括し指揮する。
 - ・市に提出する団体登録書=『大会実施要項書』の作成。
 - ・年度事業計画の作成 ・会議の場所取り ・招集連絡
 - ・監督就任届、チーム登録書の配布と受理
 - ・本会 電話連絡網の作成
 - ・大会の案内状の作成と発送 ・寄付金のお礼状の作成
 - ・鼓笛隊の応援申請とお礼の手配
 - ・大会の式典の進行
 - ・交友会、忘年会の企画進行
 - ・他の部に属しない業務の全て
 7. 財務部 金銭出納全般
 - ・事業予算の作成と配布
 - ・大会の予算案、決算書の作成 ・大会当日の受付とお礼状の配布
 - ・タオルの在庫確認と、発注 ・賞状の手配 ・昼食の手配
 - ・メダルの在庫確認と発注 ・レプリカの発注
 - ・大会優勝チーム名(プラスチック板)の作成発注
 - ・交友会・忘年会・他事業の金銭業務(受付、発注、支払、決算書)
 8. 運営部 大会の企画全般(春、夏、秋、他)
 - ・大会におけるスケジュール書の作成と配布
 - ・グラウンド申請と確保
 - ・抽選会・審判講習会(実技は審判部)・運営委員会の企画運営
 - ・大会冊子の作成と配布
 大会の運営全般
 - ・降雨等による大会開催延期の決定と連絡
 - ・開会式、閉会式の会場設営、誘導 ・反省会の企画進行
 本会所有の用具・備品の『保全』及び『倉庫の管理』を行う。
 9. 広報部 内部への広報
 - ・大会実施資料の収集と保管(大会ごとのファイル)←作成・確認 副会長
 - ・事業活動記録の収集と保管(年度ごとのファイル)←作成・確認 副会長
 外部への広報
 - ・本会の活動PR 事業予告、結果報告
 媒体 ホームページ、新聞、公民館掲示板等
 10. 審判部 大会の審判全般
 - ・大会のグラウンド作成および指揮
 - ・試合の審判員の配置計画と実施
 審判員の増員・育成等
 - ・審判員の増員・育成
 - ・審判講習会の実技指導、企画運営
 - ・所属団体からの要請による野球規則の講習
 - ・交友会における野球規則の勉強会の実施
 11. 相談役 各役員よりの相談処理とアドバイス
 12. 顧問 アドバイス
 13. チーム幹事 チームの窓口
 - ・役員会等議事内容のチームへの伝達
 - ・チーム意見等の取り纏め

第六章 会 議

第20条 本会は、次の『会』を置く

1. 総会
総会は、全役員をもって構成する。
総会は、構成者の3分の1の出席をもって成立とし、出席者の過半数をもって議事を決定する。可否同数の場合は、会長が決定することができる。
総会は、会長が招集する。
《決議事項》
 - ・新年度事業計画 案 及び新年度事業予算 案
 - ・会計監査決算 案
 - ・役員改正 案
 - ・新規加入チームの承認 案
 - ・規約改正 案
 - ・登録チームの義務違反 案
 - ・その他 会長が認める必要事項
2. 役員会
役員会は、会長、副会長、各部長、各副部長をもって構成する。
役員会は、構成者の3分の1の出席をもって成立とし、出席者の過半数をもって議事を決定する。可否同数の場合は、会長が決定することができる。
役員会は、会長が招集する。
《決議事項》
 - ・部長会、総務会審議事項の承認
 - ・各部会提出議題
3. 部長会
部長会は、会長、副会長、部長をもって構成し、本会の各事業計画の決定及び事業推進のための業務分担の確認及び指示・伝達機関である。
部長会は、会長が招集する。
《議題》
 - ・各事業企画の作成 及び業務分担の確認
4. 総務会
総務会は、会長、副会長、総務部長、財務部長をもって構成し、本会の慶弔事項、外部団体との渉外事項を決議し、実行する機関である。
総務会は、会長が招集する。
《議題》
 - ・慶弔事項の対応と処理
 - ・外部渉外事項の対応と処理
5. 部会
部会は、各部又は複数部の部長、副部長及び部員で構成し、本会の、事業推進のための業務分担の確認及び指示・伝達機関である。
部会は、部長が招集する。
《議題》
 - ・業務分担の確認
6. 交友会
交友会は、所属会員(児童を除く)、役員、及び会長の認める関係者をもって構成し、情報交換、勉強会、親睦をはかることを目的とする。
交友会は、総務部長が招集する。
《議題・活動》
 - ・本会の事業企画の伝達
 - ・相模原市少年野球協会の事業企画の伝達と処理
 - ・少年野球に関する勉強会
 - ・所属会員の本会への要望事項の提案
 - ・事業実施後の反省会
 - ・交友会の親睦をはかる活動

第七章 会 計

第21条 本会の運営費は、登録料・大会参加費・寄付金・模擬店収益金をもってこれに充てる。

第22条 本会の会計は、事業計画に則り実行し、変更のある場合は別途役員会の承認を受ける。
全体会計については、年度期末に会計監査を得て、決算報告を行う。

第23条 本会の会計年度は、3月1日に始まり、2月末日に終了する。

第八章 規 約 改 正

第24条 本会の規約は、役員総会において改正することができる。

覚書

- 1) この東少連(略称)の規約は、昭和50年11月16日『結成記念大会』の事前に制定されたものを、時代の変化により昭和59年4月1日役員会において、一部改正したものです。
- 2) 平成4年4月1日・改正(育成部、新設)
- 3) 平成13年4月1日・改正(役員の仕事・会議・表彰及び慶弔内規、外部団体の渉外内規 新設)
- 4) 平成14年4月1日・改正(育成部、閉鎖)
- 5) 平成14年4月1日・改正(表彰及び慶弔内規、外部の渉外内規)
- 6) 平成16年4月1日・改正(部員の追加、慶弔内規その他所要の改正)
- 7) 平成25年3月1日・改正(役員等)
- 8) 平成28年3月1日・改正(副会長等)